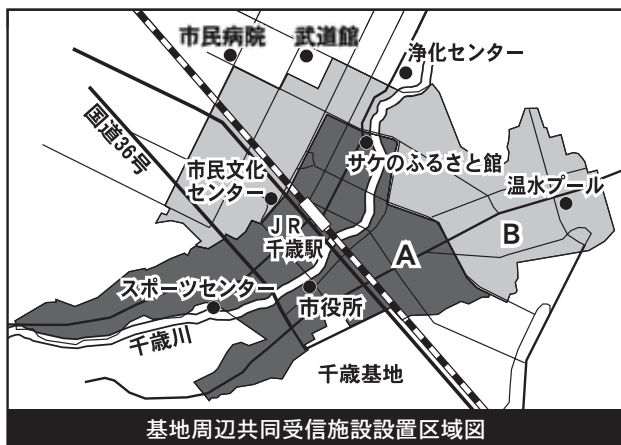


◎ 基地周辺共同受信施設設置区域の方は？



基地周辺共同受信施設設置区域図

A 受信障害が残る区域：

本町・東雲町・朝日町・清水町・幸町・千代田町・栄町・錦町・北栄(1丁目の一部)・春日町・緑町・大和(4丁目の一部除く)・桂木・真々地(4丁目の一部除く)・末広・花園・高台(3、4丁目)・住吉(1丁目)・青葉・青葉丘・日の出(5丁目の一部)・真町の一部

B 受信障害が解消される区域：

北栄(1丁目の一部除く)・新富・流通・旭ヶ丘・日の出(5丁目の一部除く)・住吉(1丁目除く)・東郊・富丘(3丁目の一部除く)・稲穂・北斗(1丁目の一部と2丁目)・高台(3、4丁目除く)・梅ヶ丘・弥生・寿・豊里・日の出丘

市は、基地周辺共同受信施設の設置区域全域で、現在、暫定的な対応として、ミッドバンド方式により地デジを送信しています。
現在送信しているアナログ放送

は、平成23年7月24日までに終了します。
この区域では、左の表のとおり地デジで受信障害が残る区域と解消される区域があります。

Aの区域に住んでいる方

受信障害が残る区域は、平成23年7月24日以降も引き続き、共同受信施設からミッドバンド方式により地デジを送信します。

各家庭で個別アンテナを設置する必要はありません。

地デジを視聴するには、地デジ対応テレビまたはチューナーが必要です。

Bの区域に住んでいる方

受信障害が解消される区域です。現在の共同受信施設は平成25年度〜28年度にかけて計画的に撤去する予定です(撤去計画は検討中)。

地デジを視聴するには、地デジ対応テレビまたはチューナーと、施設の撤去までに個別アンテナへの切替が必要です。

【周波数帯とテレビチャンネル】

周波数帯	VHF	ミッドバンド	VHF	UHF
テレビチャンネル	1~3	C13~C22	4~12	13~62

(※1)ミッドバンド方式とは、現在の共同受信施設を部分改修して、VHF電波の3チャンネルと4チャンネルの間にある空きチャンネル(ミッドバンド帯域)を利用して、各家庭に地上デジタル放送を送信するものです。

ミッドバンド方式で地デジを視聴するときは、テレビまたはチューナーによりCATVパススルーとしてチャンネルの設定を行ってください。なお、増幅させる装置を設置しているときは、取替が必要となる場合があります。詳しくは、電器店などにお問い合わせください。

地デジの準備はお早めに

アナログ方式のテレビ放送は平成23年7月24日までに終了します。地上デジタルテレビ放送「地デジ」へ完全に移行するまでと約1年。市内では、テレビ放送を個別のアンテナで受信している方や共同受信施設から受信している方など、さまざまな方法でテレビを視聴しています。今月の焦点では、地デジを視聴するときに必要な設備などについてお知らせします。直前であわてることのないよう、早めに準備をしましょう。

今月の **焦点**